

ついに開いた愛子天皇への扉：彬子さま当主継承で事実上の女性宮家が誕生！識者も「否定する理由はない」

女性自身

10/8(水) 6:00 配信



（略）いまや愛子さまの人気は天皇皇后両陛下に並ぶほどで、ご訪問先の“フィーバー”ぶりが盛んに報じられている。そんななか、9月30日に7年ぶりに開かれた皇室経済会議でのある決定が注目を集めているのだ。前出の宮内庁関係者は語る。

「今回の皇室経済会議の議題は、昨年11月に三笠宮妃百合子さまが薨去された後、空席だった三笠宮家の“当主”についてでした。

宮家の法的な定義はあいまいです。ただ品位を保持しながら、各宮家が私的に雇う職員の人件費や祭祀の費用などに充てる皇族費を支出する関係から、皇室経済法でご家族の立場に応じて金額が定められているのみです。寛仁親王の薨去後に三笠宮家に合流された信子さま、娘の彬子さまと瑤子さまには長年の“確執”があり、百合子さま薨去後も、当主を決められない状況だったのです。会議を経て、信子さまが創設される『三笠宮寛仁親王妃家』の当主に、彬子さまが三笠宮家の当主となられることとなりました」しかしこの決定が、女性皇族の将来にとって劇的な変化をもたらす可能性があるという。

「女性皇族が当主となるのは、当主を亡くした妃が継ぐというケースがほとんどです。未婚の彬子さまが継承するのは、江戸時代の桂宮淑子内親王以来 163 年ぶりのこととなります。

つまり、近現代で初めて未婚の女性皇族が宮家当主となった事実は、女性の割合が高い現在の皇室において、**今後はさまざまな当主の形がありうることを意味**します。現在も国会では、**女性皇族が結婚後も皇室に残る方策について議論**されており、影響は不可避でしょう」（前出・宮内庁関係者）

女性自身

女性天皇・女系天皇を否定できなくなる

具体的に、女性皇族のお立場にどのような影響がもたらされるのか。神道学者で**皇室研究家の高森明勅**さんはこう話す。

「独立の生計を営む皇族として、彬子女王殿下が宮家の当主となられることを皇室経済会議が認定したのは、**女性皇族の地位が向上する端緒**となりうると思います。**未婚の女性皇族を宮家の当主と認めた以上、結婚すると皇籍離脱するルールは見直す方向に進むはず**だからです。そうすると、**愛子内親王殿下や佳子内親王殿下が、ご結婚後も皇室に残っていただけます。**

しかし、彬子殿下が当主として受け取られる皇族費の金額で注目されたように、内親王や女王が当主となっても、親王や王が当主となった場合の**半額**しか受け取れません。これは女性皇族が早く結婚して皇籍離脱することが前提となっているからです。現在の皇室において、女性皇族が幅広い公務を担っていただくことが考慮されていないのです」 皇室の大半が女性となったにもかかわらず、女性皇族の恵まれているとは言いがたい現状……。

そして、皇室典範が定める皇位継承は男系男子に限られている。皇室の存続は、悠仁さまのご双肩にかかっており、安定的な皇統の維持に関する国会の議論は着地する気配を見せていない。

近現代の皇室に詳しい静岡福祉大学名誉教授の**小田部雄次さん**によれば、**彬子さまが当主を継承したことは、こうした現状すら変えうる出来事**だとし、こう続ける。

「皇族妃が、夫の死去後に宮家を継承する事例はあっても、信子さまのように新たな宮家を創設されたのは、明治時代に旧皇室典範が創設されてから初めてです。さらに、百合子さまの孫娘にあたる**彬子さまが宮家を継がれたことは、女性が世襲する“実質的な女性宮家”の前例ができた**ともいえるのです。

女性が当主を世襲できるなら、女性天皇・女系天皇を否定する理由はありません。“天皇家と宮家は異なる”という論理で説得されるほど、国民は寛容ではないでしょう。信子さま、彬子さまがそれぞれ当主となった今回の実例を残しながら、これからも国会の議論が女性天皇・女系天皇を否定する流れとなってしまうのなら、国民の大多数は納得できないと思います」 **彬子さまの当主継承によって、“女性天皇・女系天皇につながる”と、保守派の政治家たちが阻んできた女性宮家が事実上誕生した。国民の多くが望んでやまない“愛子天皇への扉”が開き、その未来への光明が差し始めた。**